

# 新旧対比表 （「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」）

2019年8月1日

変更前	変更後
<p>（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の9月30日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合、非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の9月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管</p> <p>（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の9月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管</p>	<p>（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合：非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまが当社に特定口座を開設しており、前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなかった場合（ただし、後記③④の場合を除く）：特定口座への移管</p> <p>③ お客さまが当社に特定口座を開設しており、前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなく、非課税期間が満了する銘柄と同一銘柄を一般口座で保有している場合： 当社は、お客さまが当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号の「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出したものとみなし、一般口座への移管</p> <p>④ お客さまが当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号の規定により特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった場合：一般口座への移管</p> <p>⑤ 前各号に掲げる場合以外の場合：一般口座への移管</p> <p>（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座を開設している場合（ただし、後記②③の場合を除く）：特定口座への移管</p> <p>② お客さまが当社に特定口座を開設しており、非課税期間が満了する銘柄と同一銘柄を一般口座で保有している場合： 当社は、お客さまが当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8項第2号の「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出したものとみなし、一般口座への移管</p> <p>③ お客さまが当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8項第2号の規定により「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合：一般口座への移管</p> <p>④ 前各号に掲げる場合以外の場合：一般口座への移管</p>

(契約の解除)

第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合、出国日
- ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合、租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客さまが投資信託口座を解約したとき
- ⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。

附則

この約款は、2019年1月1日より適用させていただきます。

以上  
2019年1月1日現在

(契約の解除)

第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合、出国日
- ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合、租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客さまが投資信託口座を解約したとき  
(条文削除)
- ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(約款の変更)

第14条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

本約款は、2019年9月1日より適用させていただきます。

以上  
2019年9月1日現在